

執筆者:

E-mail✉ [ドミニク・クルーゼ](mailto:dominic.kruze@nshimura-asahi.com)E-mail✉ [マクシミリアン・レンツ](mailto:maksimilian.lentz@nshimura-asahi.com)E-mail✉ [加藤 由美子](mailto:kamiyama@nshimura-asahi.com)E-mail✉ [水谷 有希](mailto:mizutani@nshimura-asahi.com)

I 背景

2023年7月10日、欧州委員会はEU域内市場を歪める外国補助金に関するEU規則(EU)2022/2560(「FSR」)¹に関する実施規則(EU)2023/1441²(「FSR 実施規則」)を採択した。FSRの概要は、[弊所ヨーロッパニュースレター2023年5月17日号](#)でご案内したとおりであるが、本ニュースレターでは、今回採択されたFSR実施規則について、その概要を紹介する。

FSRは当初の予定どおり2023年7月12日に施行された³が、その僅か2日前の2023年7月10日、欧州委員会はパブリック・コンサルテーションを経た上で、FSR実施規則を採択した。FSR実施規則は、パブリック・コンサルテーションの過程において求められてきたFSRの内容の明確化・具体化を図ることを目指して採択されたものである。

FSRの導入により、既存の企業結合審査手続や外国直接投資(「FDI」)規制手続に加えて、**2023年10月12日**⁴からは一定の要件を満たす合併・買収(M&A)などの企業結合、公共調達取引等に関して、EU域外国がEU内で経済活動を行う企業に提供する資金につき欧州委員会に事前届出を提出し、その承認を得ることが必要となる。ただし、FSRによって課される企業結合および公共調達取引等に関する届出義務の対象となる取引は、(i)2023年7月12日以降に署名され、2023年10月12日より前に完了しなかった取引、または(ii)2023年10月12日以降に署名された取引である。これに対して、(iii)2023年7月12日以降に署名され、2023年10月12日より前に完了した取引、または(iv)2023年7月12日より前に署名された取引には届出義務は適用されない。

適用対象となるM&A取引等の閾値は既にFSR⁵で明記されていたが、FSR実施規則には、(i)各届出申請の届出手続及び届出内容、(ii)期日の計算ルール、ならびに(iii)欧州委員会による第1次審査および第2次審査に関する手続上のルールに関する詳細が含まれている⁶。

II FSR 実施規則における報告義務の明確化

FSR実施規則は、FSR第5条第1項において、EU域内市場を歪める可能性の高い外国補助金(FFC)(以下「distortive FFC」という)と、EU域内市場を歪めるおそれのない外国補助金(以下「non-distortive FFC」という)を区別している。

¹ <https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2022/2560/oj>

² http://data.europa.eu/eli/reg_impl/2023/1441/oj

³ FSR第53条第3項および第4項

⁴ FSR第54条第4項

⁵ 弊所ヨーロッパニュースレター2023年5月17日号[\[EU 外国補助金規制:EUにおけるM&A取引のための新たな管理制度\]](#)参照

⁶ FSR実施規則第1条

(i)distortive FFC には、(a)業績不振の事業者に付与される FFC、(b)事業者の債務または負債に対して無制限で保証する FFC、(c)OECD 公的輸出信用アレンジメント(OECD Arrangement on officially supported export credits)に沿わない輸出金融融資に該当する FFC、(d)企業結合を直接促進する FFC および(e)不当に有利な入札を可能にする FFC が含まれる。

FSR 実施規則は、**distortive FFC** について、署名前の 3 年間に届出者又は対象者に対して個別に付与された **100 万ユーロ**以上の FFC について詳細に報告しなければならないことを明確にしている。

(ii)**non-distortive FFC** については、署名前の 3 年間に個別に FFC の届出者(対象者や売主ではない)に付与された **100 万ユーロ**以上の FFC の概要を報告しなければならない。この場合、概要の報告のみで足り、詳細な報告は不要で、その具体的な報告様式は、FSR 実施規則の Annex I 様式 FS-CO の表 1 において定められている。

Non-distortive FFC については、報告を要するのは一定の FFC のみである(FSR 実施規則の Annex I 様式 FS-CO の表 1 を参照)。具体的には、FFC は、署名前の 3 年間に付与された全補助金の推定総額が **4,500 万ユーロ以上**である国について記載する必要がある⁷。様式 FS-CO の表 1 はさらに、FFC を申請書に記載する必要がない場合を列挙しているところ、これは、一般的に適用される税制上の優遇措置または免除を受ける場合である⁸。また、FFC が通常の業務過程における市場条件での財・サービス(ただし、金融サービスを除く)の提供・購入に該当する場合も申請書に記載する必要がない⁹。もう 1 つの例外は、投資会社が発行する取引の場合に関するものである。FFC が、同じ投資会社が運用する他の投資ファンドに付与される場合には、一定の制限を条件として、FFC を申請書に記載する必要はないとされている¹⁰が、この例外は、特にプライベート・エクイティ企業に恩恵をもたらす、取引に関係のない他のファンドに付与された FFC を報告する必要はないこととなる。

ただし、上記の例外は、FSR 第 20 条第 3 項(b)に基づき通知が必要となる 5,000 万ユーロの閾値の評価には適用されないことにご留意いただきたい。通知が必要となる閾値を計算する際には、すべての FFC(100 万ユーロ未満の FCC、市場条件で付与された FFC、同じ投資会社から別の投資資金に付与された FFC などを含む)を考慮に入れなければならない。

III 企業に求められる対策

企業は、入手した補助金に関する情報を継続的に収集し、審査体制を直ちに構築すべきである。審査体制は、将来の取引を不必要に遅滞させないために、関連する情報が容易に入手できるような方法で確立されるべきである。

さらに、FSR 実施規則は、届出当事者に対し、欧州委員会との届出前の事前協議を実施し、該当する場合には免除申請を行うことを明示的に奨励している¹¹。このような届出前の事前協議は、企業が正しい必要な情報を提供することにも役立つ上、場合によっては、FSR 実施規則に基づいて要求される一定の情報提供を欧州委員会から免除されることもありえる。

FSR および FSR 実施規則に関するさらなる関連情報は、欧州委員会が公表している FSR に関する Q&A¹²を参照されたい。

⁷ FSR 実施規則 Annex I 様式 FS-CO No.3 表 1

⁸ FSR 実施規則 Annex I 様式 FS-CO No.6(a)(b)表 1

⁹ FSR 実施規則 Annex I 様式 FS-CO No.6(c)表 1

¹⁰ FSR 実施規則 Annex I 様式 FS-CO No.7 表 1

¹¹ FSR 実施規則 Annex I 様式 FS-CO Introduction No.5 “Pre-notification contacts and waiver requests”

¹² https://competition-policy.ec.europa.eu/foreign-subsidies-regulation/questions-and-answers_en

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 